

「車体整備技能者手帳」を発行

岐阜車協

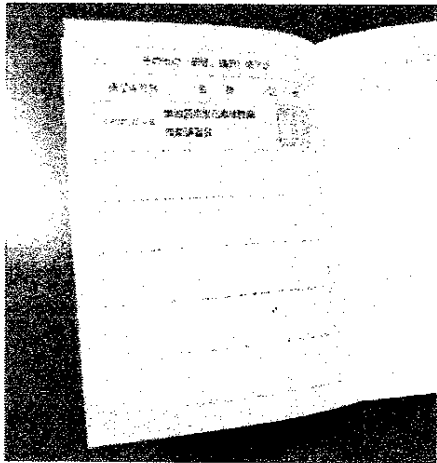
組合員に無償配布

職歴や保有資格を記載

【岐阜】岐阜県自動車車体整備協同組合(平野将告理事長)は、「自動車車体整備技能者手帳」を発行し組合員に配布する。組合事業場の従業員らが職歴や保有する資格を記載し、証明を容易にすることで員外事業場との差別化を図る。組合事業場の従業員らに塗装技能士などの資格取得を促す狙いも持つ。研修時の修了証明としても機能し、自動車整備振興会が作成する自動車整備技能者手帳(整備士手帳)のように扱えることができる。



保有資格や研修の受講歴を管理する



修了した研修はシールと印鑑で証明

同組合は整備振興会に加入していない組合員も多く、整備士手帳を持たない従業員がいることから個人資格や講習の受講歴の管理が難航していた。そのため2019年秋ごろから手帳作成の構想を固め、約1年かけて実現した。大きさは縦15×横11センチほど。初回は組合員から申し出があった部数を無償で提供する。手帳には通し番号と交付日を記載し組合での管理を容易にした。証明写真と個人情報や取得済みの資格を確認できるページのほか、組合内で実施する各種研修の修了を証明するための欄も設けた。同組合が主催する研修や講習の際には実施内容と日付が記載されたシールを用意し、修了時に手帳に貼り付けることで団体の印鑑と併せて受講した証明とする。証明書の掲示を要する研修についてはこれまで通り別途修了証も発行する。

事前に手帳の部数申請を兼ねて行った組合員情報の報告調査では、全体の半数以上から回答が集まった。初回の配布を終えた後はそのつど発行の要望に応えつつ、最終的にはデジタル媒体での情報管理に移行することも見据える。